

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	〇福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	三
規則	〇児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則	四
告示	〇福島県議会定例会を招集する件	四
	〇保安林の指定施業要件を変更する件	四
	〇土地収用法により事業の認定をした件	四
	〇道路の区域を変更する件三件	五
	〇道路の供用を開始する件二件	五
公告	〇福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	五
	〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件	五
	福島県教育委員会	五
	〇公印を改刻しその使用を開始する件	五

規 則

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則及び児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三号

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則（昭和二十七年福島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

（療育券の再交付）

第三条 療育券（規則第十条第二項に規定するもの。以下同じ。）の交付を受けた者は、療育券を破り、汚し、又は失つたときは、療育券の再交付を申請することができる。
2 前項の規定による申請をしようとする者は、療育券再交付申請書（第四号様式）を、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。
（小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請等）

第四条 法第十九条の三第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の保護者（郡山市及びいわき市に居住する者を除く。）は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・継続）（第五号様式）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者（郡山市及びいわき市に居住する者を除く。以下単に「医療費支給認定保護者」という。）が法第十九条の五第一項の規定により医療費支給認定の変更を申請しようとする場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書（第五号様式の一）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

3 規則第七条第三項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療費支給申請書（第五号様式之三）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

4 規則第七条の九第三項の届出書は、知事が別に定める届出書とする。当該届出書による届出に当たつては、知事が別に定める書類を添えて、当該居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

5 規則第七条の二十三第一項の規定により医療費支給者証の再交付の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療費支給者証再交付申請書（第六号様式）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

第四条の二及び第五条を削り、第五条の二を第五条とし、第五条の三から第五条の五までを一条ずつ繰り上げる。

第九条の十中「第五条の二第一項」を「第五条第一項」に、「第五条の四第一項」を「第五条の三第一項」に改める。

第十二条第一項及び第十三条中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第四号様式、第五号様式及び第五号様式之二を次のように改める。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

1 双葉郡広野町大字上浅見川字五社森一、字深山小屋一、字廣平一

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、広野町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 起業者の名称
川俣町

二 事業の種類
川俣町役場新庁舎建設事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県伊達郡川俣町字五百田地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

川俣町役場新庁舎建設事業(以下「本件事業」という。)は、川俣町が新庁舎を建設する事業であり、法第三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、川俣町復興計画(第二次)に基づき、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

川俣町は、役場旧庁舎を昭和三十七年に建設し、その後の行政需要の変化により、役場旧庁舎の増改築や西分庁舎の設置を行い役場業務を遂行してきたが、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災により役場旧庁舎が復旧不可能な甚大な被害を受けたため、川俣町中央公民館、川俣町保健センター及び西分庁舎の三か所の仮庁舎で分散して役場業務を遂行しており、役場旧庁舎は平成二十五年四月に解体撤去された。仮庁舎で役場業務を遂行することに伴い、従前の町民の生涯学習や健康維持及び増進に関する機能が損なわれ、庁舎分散化により町民の利便性が低下する状況となった。

解体前の役場旧庁舎は、同規模自治体の一人当たりの庁舎面積を大きく下回っており、執務スペースや会議室、書庫等が不足し、職員の仕事効率の低下を招き、円滑な行政事務の遂行に支障を来していた。また、町民に対する行政サービスの面においても、来庁する町民の相談スペースがなく、町民のプライバシー保護及び個人情報保護への対応が不十分であったこと並びに窓口カウンターが高く、通路が狭いなど高齢者や障害者への配慮が不十分であったことから、町民への質の高い行政サービスの提供が困難となっていた。さらに、来庁者駐車場は確保されていたが、会議やイベント時に入場できない車両が発生する状況にあった。

このような状況の中、本件事業の施行により、仮庁舎として使用している施設を従前のとおり使用できるようになること及び中央公民館等の仮庁舎で分散して遂行していた役場業務を統合できることから、町民の利便性が向上する。また、旧庁舎が抱えていた施設の狭あい化の解消及びバリアフリー化への対応が可能となり、行政事務の円滑な執行がなされ、増加する行政需要に的確に対応できるとともに地域住民に対するサービスも向上することになる。さらに、震災の教訓からも明らかとなった耐震性をはじめとした十分な防災能力を庁舎に備えることができ、防災・災害対策の拠点施設としての役割を果たすことが可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び福島県環境影響評価条例(平成十年福島県条例第六十四号)に定める対象事業に該当しない。

なお、起業者が本起業地及び周辺地の貴重な動植物の生息情報について、福島県自然保護課に対し照会を行ったところ、本起業地を含む一キロメートル範囲内で準絶滅危惧種のハイタカの生息情報の提供があったが、起業者は、営業等が確認された場合は、工事範囲の見直しや重機類の変更等の対策を講じることとしている。

また、福島県教育委員会の遺跡地図により、本起業地内には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことが確認されている。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、町長の諮問を受けた外部有識者及び町内団体代表者による川俣町新庁舎建設検討委員会から川俣町新庁舎建設基本構想の答申を受け、この答申に基づき計画されたものである。

また、本件事業により建設される庁舎は、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準等に基づき算定した面積で計画されたものである。

さらに、起業地の選定に当たっては、町民の利便性を第一に考え、旧庁舎の存する地域が第五次川俣町振興計画等の諸計画で行政機能を集積する地域として位置付けられていること及び川俣町新庁舎建設基本構想において旧庁舎の位置に建設することが適当と判断されたことから、旧庁舎の位置を基本として二か所の候補地の比較検討を行っているが、地理的条件及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

川俣町では、役場旧庁舎が平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災により復旧不可能な甚大な被害を受けたため、中央公民館等の仮庁舎で分散して役場業務を遂行している状況であるが、施設の狭あい化や庁舎の分散化による行政サービスの低下が課題となっている。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、取用又は使用の別を取用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
川俣町役場総務課

福島県告示第四十九号

(土木総務課用地室)

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道斎藤下行合線	郡山市大平町字後田四〇番一地从先から同 市大平町字後田八五番五地先まで	変更前	五・五	一三〇・〇
		変更後	九・〇	二二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道猪苗代塩川線	喜多方市塩川町金橋字金川一四三番二地先から同 市塩川町金橋字金川二二六番地先まで	変更前	一三・五	二八六・四
		変更後	一三・五	二八六・四

(道路計画課)

福島県告示第五十一号